

府政防第 1481 号
令和 6 年 11 月 8 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

罹災証明書の申請書様式の統一化について

平素より被災者支援行政につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

内閣府では、令和 2 年に、他の都道府県から被災自治体に派遣された応援職員が、罹災証明書の交付に係る事務を円滑に遂行できるようにするため、関係自治体等からの要望を踏まえ、罹災証明書の統一様式を提示したところです。

一方、罹災証明書の申請書様式は、市区町村において任意の様式が使用されてきたところ、令和 6 年能登半島地震では、被災者の命と健康を守る観点から 2 次避難（広域避難）を実施したことに伴い、広域避難先から住家が所在する自治体に対して罹災証明書の交付を申請する必要があることを踏まえ、申請書様式についても、事前に統一化を図り、発災時における被災者支援を迅速に進めるための環境整備を進める必要があると考えられます。

こうした問題意識に基づき、本年 6 月、罹災証明書の申請書様式の統一化を図ることについて、全市区町村を対象としたアンケート調査を実施したところ、多くの市区町村から、賛成の意向が示されたことから、今般、罹災証明書の申請書に係る統一様式を提示することとしました。

貴職におかれましては、今後の大規模災害に備える観点から、罹災証明書の申請書様式の統一化が積極的に進められるよう、関係部局及び管内市区町村に周知のほど、よろしく願いいたします。

罹災証明申請書

市(区・町・村)長

年

月

日

申請者 (世帯主)	住所
	電話番号
	(現在の連絡先) 電話番号
	(ふりがな) 氏名

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所
	電話番号
	(ふりがな) 氏名
	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
---	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害 (<input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入)
-------	---

(追加項目)	(留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。)
--------	--------------------------------

【留意事項 1】

（項目の削除）

- 1 項目の削除も可能ですが、「申請者（世帯主）」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

（項目の追加）

- 2 次ページ（留意事項 2）を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

（項目の編集）

- 3 申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

（写真を活用した被害区分の判定）

- 4 下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次ページ（例 1）の「写真による被害区分の判定」欄を追加してください。

（現地調査を省略できる場合）

- ・ 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合（参考 1 「外観による判定 一見して住家全部が倒壊」等の例示参照）
- ・ 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合（参考 2 「水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について」参照）
- ・ 申請者の合意に基づく自己判定方式^(※)による一部損壊の判定を行う場合（参考 3 「被害が軽微なものの取扱い」参照）

（※）自己判定方式とは、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式（現地での被害認定調査は省略）を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・提示を必須としないようにご留意ください。

罹災証明申請書

〇〇

市(区・町・村)長

令和〇年

〇〇月

〇〇日

申請者 (世帯主)	住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 000-000-0000
	(現在の連絡先) 同上 電話番号 同上
	(ふりがな) 〇〇〇 〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇 生年月日 平成〇年〇月〇日 ※追加可能

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 000-000-0000
	(ふりがな) 〇〇〇 〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇 申請者との関係 子

罹災原因	令和〇年 〇月 〇日の 大雨 による
------	--------------------

被災住家 [※] の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	〇〇市〇〇町△丁目△番△号
---	---------------

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水被害 (<input checked="" type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下) <input checked="" type="checkbox"/> その他被害(以下に記入) がけ崩れによる土砂が室内に流入した
-------	---

写真による 被害区分の 判定(※)	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する(写真を添付) <input type="checkbox"/> 希望しない
-------------------------	---

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

第1次調査

● 外観による判定

⇒ p1-5 1 (1) 外観による判定

● 一見して住家全部が倒壊



10001



10002



10003



10004

● 一見して住家全部が流出又はずり落ち



10009



10010

水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について

(参考2)

戸建て1～2階建ての木造・プレハブ※¹の場合、浸水深による簡易な判定が可能。

(被災者からの申請により、第2次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査を行うことも可能。)

浸水深	判定 R6.5新設	外力が作用する場合※ ²
床上1.8m以上	大規模半壊	全壊
床上1m以上1.8m未満	中規模半壊	大規模半壊
床上0.5m以上1m未満	半壊	中規模半壊
床上0.1m以上0.5m未満		半壊
床上0.1m未満	準半壊	
床下浸水	一部損壊	

※¹ 在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

※² 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合。

		は、住家と同時に調査すると非効率となることが多い。
--	--	---------------------------

■被害が軽微なものの取扱い

- 被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する物件については、自己判定方式を採用して調査を簡素化する、あるいは現地調査そのものを行わないことも考えられます。
- 自己判定方式を実施することで、「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する住家の被害認定調査の事務手続を軽減することができるため、結果的に罹災証明書の交付の迅速化につながります。
- ただし、自己判定方式は申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることに合意できることが前提となるため、合意が得られない場合や、被災した住家を撮影した写真からだけでは、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行うこととなります。
- なお、受付窓口で写真を元に「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断できるかどうかを判断する必要があるため、受付窓口の担当者も被害認定調査に関する基本的な知識等を身につけておくことが必要となります。
- また、特に水害等の被害の場合は住民が発災直後から片付けを行うことが多いため、あらかじめ被災状況を写真撮影しておくよう広報しておくことも重要となります（自己判定方式を行わない場合でも現地調査時に活用するため、必要となります）。
（「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和2年7月5日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知）
- 自己判定方式を実施する場合には、その申請にあたって以下に示すような写真等の添付書類が必須となりますが、自己判定方式を実施しない場合には、同様の添付書類を必須とする必要はありません。被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意してください。

☆自己判定方式は、具体的には以下のような手順で実施します。

①自己判定方式実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報します。その際以下の点を明らかにしておきます。 －自己判定方式が実施できる条件（準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害で自ら結果に合意できる など） －自己判定方式の申請書類等の受付窓口 －自己判定方式による申請受付の開始時期
②申請書類等の	自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布しま

配布	す。 －申請に必要な書類等について説明した書類 －申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類 等
③申請の受付	罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付けます。申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」の罹災証明書を交付します。

☆適正に自己判定方式を実施するためには、申請書の他、被害状況がわかる写真が必要となります。また、被災した住家の図面があれば、被害状況の確認に役立ちます。

① 申請書類	申請書類は以下の情報が記載できるようにします。その際、罹災証明書等交付申請書の内容も含むようにします。 －申請者の住所・氏名及び被災した住家の所在地 －建物の配置状況 －被害の部位及び箇所
②被害状況のわかる写真	－建物の全景（周囲4面、4枚以上） －表札 －被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真
③被災した住家の図面（あれば）	－配置図、平面図、立面図 など

*** 参考：自己判定方式の活用により調査件数を大幅に減少させた例（千葉県香取市）**

- ・罹災証明書の交付を行った件数のうち、約9割を自己判定方式で対応することができ、現地調査件数を大幅に減少させることができた。

*** 参考：被害が軽微な場合に現地調査を行わないこととした事例（埼玉県越谷市）**

- ・ガラスの破損のみである等「半壊に至らない」場合は写真の確認のみで現地調査を行わない場合もあった。

*** 参考：写真の確認により「半壊に至らない」の罹災証明書を交付した事例（長野県長野市）**

- ・平成26年11月の長野県神城断層地震によって生じた被害の状況に対する証明書のうち、住家や物置等が「半壊に至らない」の被害を受けたことにより共済の見舞金等の請求に必要なものについては、下記の書類提出により、罹災証明書を交付した。
(必要なもの)
 - ・罹災証明書等交付申請書
 - ・被害状況がわかる写真（カラー印刷可）
 - ・建物等の図（手書きで結構です。どこが被害を受けたかがわかるように図で示してください）

出典：長野市ホームページ